相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市柳町四丁目一七番、最後の住所北海道苫小牧市柳町四丁目一七番二一号　被相続人　亡　後藤　誠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十七日

事務所北海道苫小牧市栄町二丁目一番二二号　相続財産管理人　岡田　圭正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字森町一七番地、最後の住所青森県弘前市大字金属町四番地一二　被相続人　亡　大福　公雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十七日

青森県青森市長島二丁目二五番一号　太陽生命青森ビル七階　相続財産管理人　弁護士　竹中　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島市飯坂町字十綱町四番地、最後の住所仙台市若林区大和町三丁目一一番二―一〇八号　被相続人　亡　野﨑　映一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十七日

事務所仙台市青葉区一番町一丁目一六番二三号ＳＬＳビル三階広瀬川総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大張　慎悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常総市新石下三六五八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野村　五男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十七日

事務所茨城県筑西市乙八二八番三ＳＡＴＯＨビル二階弁護士法人萩原総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　萩原　慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市小名浜諏訪町二六番地二二、最後の住所福島県いわき市小名浜諏訪町二六番地の二二　被相続人　亡　照沼　洋司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十七日

茨城県水戸市南町一丁目三番二三号金沢ビル四階植崎法律事務所　相続財産管理人　弁護士　植崎　明夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区島退町二丁目二四番地、最後の住所名古屋市熱田区花表町一三番一五号　被相続人　亡　片山　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十七日

名古屋市昭和区曙町二―一―一　若山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　若山　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市中桜塚五丁目一六七番地一三、最後の住所滋賀県草津市駒井沢町三八〇番地三七　被相続人　亡　上原　陽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十七日

事務所滋賀県大津市梅林一丁目三番二八号尚永ビル二階　相続財産管理人　弁護士　遠藤幸太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府藤井寺市藤井寺四丁目五五〇番地一二、最後の住所大阪府藤井寺市藤井寺四丁目一八番一〇号　被相続人　亡　奥村　隆國

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十七日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階　相続財産管理人　弁護士　野田　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区西天満三丁目二八番、最後の住所大阪府東大阪市下小阪一―一四―一〇　被相続人　亡　川西　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十七日

大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル五階　相続財産管理人　生口　隆久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県安芸郡北川村大字平鍋二〇九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　平岡　兼松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十七日

事務所高知県安芸郡奈半利町乙一三二八番地二　相続財産管理人　曽我　博明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南松浦郡新上五島町太田郷二〇二二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　阪本　カナ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十七日

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷五九三番地　相続財産管理人　宮川　正之

第50期決算公告　平成26年1月17日
新潟県長岡市城内町２丁目６番地６
株式会社北越書館
代表取締役　覚張　良郎

貸借対照表の要旨（平成25年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	309,878
	固定資産	268,598
	合計	578,476
負債及び純資産の部	流動負債	310,725
	固定負債	16,900
	株主資本	250,851
	資本金	40,000
	資本剰余金	61
	その他資本剰余金	61
	利益剰余金	210,790
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	200,790
	（うち当期純利益）	(9,696)
	合計	578,476

第６期決算公告　平成25年12月４日
東京都品川区東五反田一丁目21番13号
株式会社転送コム
代表取締役　直井　聖太

貸借対照表の要旨（平成25年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	301,847
	固定資産	65,534
	合計	367,382
負債及び純資産の部	流動負債	198,086
	株主資本	169,295
	資本金	100,010
	資本剰余金	50,010
	資本準備金	50,010
	利益剰余金	19,275
	その他利益剰余金	19,275
	（うち当期純利益）	(77,346)
	合計	367,382

第15期決算公告
平成26年1月17日
東京都中央区日本橋大伝馬町２番11号
イワサキ第二ビル４階Ｂ棟
アトラン株式会社
代表取締役　中村　文穂

貸借対照表の要旨
（平成25年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	39,195
	固定資産	15,196
	合計	54,391
負債純資産の部	流動負債	25,149
	株主資本	29,242
	資本金	15,000
	利益剰余金	14,242
	その他利益剰余金	14,242
	（うち当期純利益）	(3,291)
	合計	54,391